

一、出席議員は次の通りである

出席議員は、大沼議員に同じである

一、欠席議員は次の通りである

欠席議員はなし

一、議会事務局の職員は次の通りである

事務局長 町田 倍二 書記 島田 猛 書記 内田 和雄

一、地方自治法第百三十条の規定により、会議事件説明のため出席を求めたものは次の通りである

町 長 瀬吉 清藏 助役 川窪 金吉 助役 篠崎 俊夫
収入役 大野 忠一 総務課長 貫井 喜代次 都市課長 橋本 孝蔵
水道課長 高水 求 税務課長 森田 猛 教育長 橋本 兵五郎
民生課長 古谷 徳男 産業課長 上野 重勝 土木課長 猪俣 清吉

一、本日の議事日程は次の通りである

日程才一 会期の決定について

日程才二

町立福生中学校々舎増築費起債の更正について(議案才三十号)

日程才三

福生町職員定数条例の一部を改正する条例について

(議案才三十一号)

日程才四

福生町国民健康保険条例の一部改正について(議案才三十二号)

日程才五

昭和三十一年度福生町歳入歳出予算(議案才三十三号)

日程才六

昭和三十一年度福生町上水道特別会計歳入歳出予算

(議案才三十四号)

日程才七

昭和三十一年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出

予算(議案才三十五号)

日程才八

昭和三十一年度福生町公営賃貸屋特別会計歳入歳出予算

(議案才三十六号)

日程才九

昭和三十一年度福生町々舎と場特別会計歳入歳出予

算(議案才三十七号)

日程才十

一時借入金について(議案才三十八号)

日程第十一 寄附受領について (議案第十九号)

日程第十二 町立福生小中学校々地拡張整備に関する請願 (審査報告)

日程第十三 学校給食設備の充実等に関する請願 (審査報告)

日程第十四 福生町体育協会への助成金増額に関する請願 (審査報告)

(審査報告)

日程第十五 福生町文化連盟への助成金増額について請願 (審査報告)

日程第十六 五日市線熊川停留所存置に関する請願 (審査報告)

一、本日 of 会議事件は次の通りである

議事日程に同じ

一、議長 (高橋彦市) 本日は早朝より議員全員の御出席を戴きまして誠に有難度うございます

本日は特に昭和三十五年年度の各予算の審議がありますので議事運営について絶大なる御協力を御願ひ申し上げる次第であります

午前九時十五分開議

東京都西多摩郡福生町役場

昭和三十六年三月十日議事日程 (追加分)

日程第十七 契約締結同意方について (中学校防音工事)

(議案第三十号)

日程第十八 昭和三十五年度福生町歳入歳出追加更正予算(第五回)

(議案第三十一号)

日程第十九 昭和三十五年度福生町上水道特別会計歳入歳出追加更正予算(第二回) (議案第三十二号)

(議案第三十三号)

日程第二十 昭和三十五年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算(第一回) (議案第三十三号)

(議案第三十三号)

日程第二十一 昭和三十五年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出更正予算(第一回) (議案第三十四号)

(議案第三十四号)

日程第二十二 昭和三十五年度福生町々場と場特別会計歳入歳出追加更正予算(第一回) (議案第三十五号)

(議案第三十五号)

日程第二十三 昭和三十五年度町立福生中学校防音工事特別会計

歳入歳出更正予算(才一回)(議案才三十八号)
日程才三十四 町道の廢止認定について(議案才三十七号)
日程才三十五 町道の路線認定について(議案才三十八号)

以上

一、議長(高橋秀市) 只今から昭和二十六年度才一回福生町議会定例会を開
会致します。

出席議員は只今三十三名全員であります。よつて今日の会議は
成立致しました。

直ちに今日の会議を開きます。

一、議長(高橋秀市) 日程才一 会期の決定についてを議題に供します。
本件につきましては議会運営委員会に於て検討致して居り
ますので委員長の報告を求めます。

一、七番(大久保郎) 本定例会の会期につきまして検討した結果、会期は本
日三月十日より三月三十一日まで十三日間が適当と考へ議会議
運営委員会の了承を得ましたので宜敷く御願ひ致します。

一、議長(高橋秀市) お諮り致します。

本定例会の会期については只今議会議運営委員(長)の報告の通り
本日三月十日より三月三十一日まで十三日間と致したと思ひます。



がこれに御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認めます、よつて本定例会の会期は

本日三月十日より三月十三日まで十三日間と決定致しました

一議長(高橋彦市) 日程第二 町立福生中學校々舎増築費起債額の更正に

ついて議案オ三十号を議題に供します

一事務局長(町田倍三) 議案朗読

一議長(高橋彦市) 本案について理事者の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 御説明申し上げます、福生中學校の校舎増築事業は

目下工事を進めて居りますが去る二月八日の臨時議会に於き

ましてその財源の一部として百五十万円を限度の議会の

御承認を得たのでありますが、その後出来る限り多数の

起債の承認を受けべく都へ強く働きかけましたら今回四百万円

の起債を獲得できる見通しかつきましたので財源難の折柄であ

りますので、本堂に於て縮減ではありませんが起債額を百五十万円

以内から、四百万円以内に更正をお願いする、本案を御提出

した訳でございます、血數御承認の程お願い致します

一議長(高橋彦市) ニれより本案に対する質疑を行います

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市) 議案オ三十号は原案通り決するに御異議ありませんか

(異議なし)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認めます

依つて議案オ三十号は原案通り可決致しました

一議長(高橋彦市) 日程第三 福生町職員定数条例の一部を改正する条例議案

オ三十一号を議題に供します

一事務局長(町田倍三) 議案朗読

一議長(高橋彦市) 理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 議案オ三十一号について御説明申し上げます

本庁には現在百四名の正規の一般職員と二十一名の条件付採用職員が居ります 条件付職員は六ヶ月間職務につき良好な

成績で進んで来た場合は、正規の職員に採用することになつて居りますため総合すると正規職員は百三十五名となりまして現行条例で規定されて居ります 百十九名の枠を突破することとは確実でありますので、この際職員定数条例の枠を百三十五名に改定したいと本案を提出した次であります

宜敷御審議の上原案御可決の程をお願い致します次第であります

議長(高橋孝市) 二れより質疑を行います

(異議なしの声多数あり)

議長(高橋孝市) 議案オニニ号は原案通り決するに御異議ありませんか

異議なし

議長(高橋孝市) 御異議なしと認めます

よつて議案オニニ号は原案通り可決致しました

議長(高橋孝市) 日程第四 福生町国民健康保険条例の一部を改正

する条例について(議案オニニ号)を議題に供します

事務局長(町田啓二) 議案朗読

議長(高橋孝市) 理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 本件については国民階級保険が全国的に実施される

年であり、これに即應して各市町村共国民健康保険法

或は都の方針に基きまして、新年度から相当大巾な国民

健康保険制度の改正を実施することになつて居ります

従つまして、本条例の改正案は現行条例に規定されて居り

ますところの福生町の国民健康保険制度に全国的な統一的

視野から所要の改正を加えたく提案申上げた次第でありますか

非常に重要な案件でございますので、その改正

致したい点を、条例改正案によつて御説明申上げたいと存じます。

先づ第一は第四^条の二と第四^条の三の關係でありますか、この規定は現行の保険給付率は世帯主とその家族と一率に五割と言う率になつて居りますが、新年度からは一般的に療養給付でありますと看護移送の給付、世帯主だけは二五^五五^五に七割給付に改めようとするのでございます。次に第四^条の四でありますか、この規定は都の方針に基づきまして現在では同一疾病又は負傷につきましては三年を経過したときは療養の給付^金打ち切ることに、なつて居りましたのですか、二五^五五^五に改めまして全快するまで療養の給付を行うとするものであります。

第五^条第六^条は、これ二五^五五^五にするもので、助産^費は現在二五^五五^五円でありますのを、新年度からは一五^五五^五円に葬祭費

つては現在二五^五五^五円を新年度から二五^五五^五円にそれ〴〵五〇〇円づつ増額して該^表に差し上げようとする規定であり、又第十^条の關係は現行三万円からこれを四万円に改^定致したいと思ふのであります。尚、福生町の国民健康保険は新年度から今まで申上げて参りました様に大体二五^五五^五五^五にあつたる誤であります。

又二五^五五^五五^五の賦課の最高限度額は現在五万円であることを御参考のため申上げておきます。

次に第十^条は保険料の賦課率の改正の問題であります。現在当町の保険料の賦課率は所得割が保険料賦課総額の百分の三七、資産割が百分の二五で、これを合はせまると割合は保険料総額の百分の五七であります。

次被保険均等割は百分の三七、世帯別平等割は百分の十であります。これを合計致しますと被保険者が

その利益に応じて平等に負擔する割合は保険料統額の百分の四十三であります

今回国の方針に従いこれを改めまして能力に応じて負擔して戴く保険料の割合を全体の百分の五〇に改めると言う利益に応じて平等に負擔して戴く保険料の割合を百分の五〇と兩者の割合を同率としたわけであります

これを更に分けますと所得割と資産割の割合を三十対二十被保険者均等割と世帯別平等割を三十対二十と改めようとするものであります

尚次の第十一条の關係はこれに國の方針に基きまして例へば現在は転入して来た場合にはその翌月から、転出する場合はその月まで保険料を徴収して居りましたが、これは二重徴収を防止するために、この徴収の仕方に全国的に統一致しまして、転入して来た場合はその月から転出する場合は、前月までと

丁度現状とは逆に改めようとするものであります

最後の附則の關係は国民健康保険法の施行法の規定に基きまして、国民階保険となります。四月一日を機会に入院中の患者の給食の給付制限の徹底、転入前の疾病や看護、移送の場合四月の現行給付制限を撤廃しようとするものであります。以上申し上げました事項はつづれに新年度から実施の予定でございまして、慎重御審議の上、承認御可決の程御願ひ致します

議長(高橋孝市) 本件については国保運営協議会に於ては御審議を戴いて居りますので、協議会長の報告を求めます

一十番(磯村武夫) 国保の運営協議会長として一言申し述べさせて戴きます

本件については只今條崎助役の方から具体的に御説明がありましたが、被保険者に対する給付内容が改まるに従い結局保険料が値上りするわけで、この保険料が値上り



するについては賦課率をえつと正しく受えてゆくのかよいかではないかと言ふことで各市町村の例にえならつて割り出したものであります

折角こゝまで参りました保険事業をこの際少しでも改めよくしてゆきたいと言ふ意気込みで急願致しまして種々審議の上、協議会としては原案を賛成したわけでありますので血數御願ひ致します

一議長(高橋秀市) これより本案に対する質疑を行います

一十七番(大久保郎) 条例がこゝ言ふに受つて来たと云ふ一面、当然こゝせざるを得ないと言ふことは当然のことでありましかこれに対して非常に国保と言ふ、他の健康保険に致しましてえほとんどか町或は会社に頼る一方なので町として国庫支出金をつかに増額すべきかと言ふ関係につきまして現在までどのような活動が続けて参つたかこの点説明を理事者に御願ひします

東京都西多摩郡福生町役場

一助役(藤崎俊夫) この問題は全国的な問題でありまして各市町村長

或は都内の市町村長全員糾合致しまして強く都と厚生省に数回にわたつて當つて居ります又全国的な面につきましては全国市町村長会におきまして厚生省にあたつておると言ふ事を申つて居ります

一十七番(大久保郎) その件について現在まで国からそのした関係の回答がどのようなにえされたか伺ひます

一助役(藤崎俊夫) これは国保の予算の説明のとき申上げようと思つて

おつたのですか 大体七割給付を実施するについては都の方ではその八割はみることになつて居ります従つて町でみ

なければならぬ財源の所要額は二割と言ふことになつて居ります

御承知のように現在、厚生省と療養機関側とか対立致しまして療養給付費の二割單価の値上げのことか非常に問題になつて居りまして一応現在十月であるものに一月



うわまわる額に改めると言うことで妥結したようであります。
 一、米単価の値上げは七月日から実施される予定になって居りますか。
 一、割値上げを協定致しましては大体一八〇万円か、る予算になるのですか。
 つづれにしても療養給付率は来年度は今年の五割位あかるのであります。か国益に都々々の補助がありますので二割五分程度の値^上ですむのではないかと予想してあるわけであります。

一、六番(山下幸三) 理事者に伺います。か現行法に於ては相当の保険料の滞納があると言うことは各地で聞いて居りますか。今後そうした値上げによつて滞納が増えるのではないかと、言う気かしますか。これらに對し町としてどう施策を考へておるか、と言うことをお伺ひ致します。

一、助役(藤崎俊夫) お談の通りであります。只福生町では婦人会が保険料の徴収に當つてより非常に多大な御協力を戴いて居ります。

東京 都 西 多 摩 郡 福 生 町 役 場



保険料の徴収率は九十八パーセント程度にほとんど滞納がなうと、言うような好結果を現任まで得ておるのであります。かとにか、平均二割五分の保険料を来年度は増額をしなければならぬ、と言ふことでありますので、先般一早く婦人会の幹部の皆様方に御参集願ひまして、その席上には町長は勿論、国保の連立協議会長さん、厚生委員長さん、共、御足労願ひまして是非今度の改正面について婦人会の絶大なる御協力を、お願ひしたい旨、内容をよく御説明申上げましたところ、それではやむを得ない、と云ふことでお歸りになつたやうであります。

一、議長(高橋秀市) これにて質疑を終結致します。

一、議長(高橋秀市) おはかり致します。

本案は厚生委員会に付託し、更に詳細な御審議を願ふこと、致したいと思ひます。かこれに御異議ありませんか。

(異議なし) (X)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認めさよう決定致します

一議長(高橋彦市) こので十分向休惣致します

午前十時三十分休惣

午前十時四十分開議

一議長(高橋彦市) 休憩前に引續き会議を開きます

一十七番(大久保郎) 工業高校の件について緊急質問の動議を提出致します

ます

一議長(高橋彦市) 只今第十七番議員より動議が提出されましたがこれに

御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認めます 依つて本動議は成立致しました

一議長(高橋彦市) これより日程を変更し本動議を議題と致します

動議提出者の説明を求めます

一十七番(大久保郎) 本日毎日新聞の欄に工業高校の誘致建設にあたり

町長が自分の俸給ニヶ年分をさつてこの高校建設のため出すと言う

ことが載つてゐるか、これが事実であるかどうかと言う点を伺ひ

致しますもし私財を投げ出してやると言うに至りましてはこゝ

言う事態に立つたとき町議会になんらのこの状況が知らされておら

ず ござるを得なかつたと言ふ状況を知り町議会が反対

したのなうと云ふ、そうしたことでない限り、こうしたことが

新聞紙上に出ることは我々議員にして苦しい立場に入ることにな

るので、これが事実であるかと言ふ点を先づお答へ願ひます

一町長(瀬古清蔵) 只今第十七番議員から緊急質問が出たのでありますか

御承知の通り工業高校の誘致と言う面に対しては昨年来から

今日までの過程をる議会で御報告申し上げて来たのであります

して愈々年度末を控へましての時期に来て居ります

去る三月七日午後一時から南会館に於て都の方から係官が七名